

十四 資産交換業に係る業務又は同法第三条第一項に規定する前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十五 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百二十五条第三項に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 国民年金基金及びその理事並びに同法第二百三十七条の十五第四項に規定する契約の相手方

十六 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）第二十七条に規定する積立金（以下この号において「積立金」という。）の積立てに係る契約の相手方

十七 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十九条に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 企業年金基金及びその理事、同法第四条第一号に規定する事業主、同条第三号に規定する資産管理運用機関及び契約金融商品取引業者、同法第七十条第二項第一号に規定する基金資産運用契約の相手方、同法第九一条の二十五において準用する同法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の相手方

十八 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十二項に規定する個人別管理資産の運用及び同法第八条第一項に規定する積立金の管理に関する業務 同法第二条第五项に規定する連合会（以下この号において「連合会」という。）及びその理事並びに連合会が締結する同法第九一条の二十五において準用する同法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の相手方

十九 確定拠出年金法（平成二十五年法律第六十三条）第一号に規定する資産管理機関 同法第三条第三項第一号に規定する事業主、同項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関及び同法第六一条第一項の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事務の委託を受けた者

二十 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改

正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号。以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）第三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年改正法附則第三十八条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前厚生年金保険法第五百五十三条第一項第八号に規定する積立金又は平成二十五年改正法附則第四十条第四項第二号に規定する積立金の管理及び運用に関する業務、平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この号において「存続厚生年金基金」という。）及びその理事、同条第十三号に規定する存続連合会（以下この号において「存続連合会」という。）及びその理事並びに存続厚生年金基金及び存続連合会が締結した平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第五百三十六条の五各号（平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第五百六十四条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる契約の相手方十九 前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務 政令で定める者

五 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

七 金融商品取引法第二条第二項第一号又は同一規則に規定する有価証券にあっては、当該有価証券に表示される権利をいう。）であるもの（を除く。）

八 資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産

九 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに限る。）の締結

十 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

十一 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

十二 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ

十三 前各号に掲げるものに類するものとして政令で定める行為

十四 この章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものと含む。）をいう。

十五 この章及び第七章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売業者等を業として行う者をいう。

十六 〔金融商品販売業者等の説明義務〕

第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売

三 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十一条第五号において同じ。）

て「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者）をいう。以下この節において同様）。これら第一種金融商品又は業者（同法

（二）證券の売買（当該売買は、すべて顧客に対して高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の媒介（金融商品取引法第二条第八項第十号に該当するものを除く。）

イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行なう金融商品取引業者

ロ 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関

二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間ににおいて行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引（これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の委託の媒介

三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（同条第四項に規定する

四 有価証券の売出しをいう。」の取扱い又は有価証券の私募（同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の取扱い（これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）

第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間に

おいて行う投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。）（当該投資顧問契約

約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。) 又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。)(当該投資一任契約について

て顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。) の締結の媒介

この章において「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容と

する契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（他の法律の

規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものを除く。）を行う業務をいう。

この章及び第七章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。〔「法二三」

この章第六章及び第七章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四条の規定による認定を受けた一般法人をいう。

この章において「金融サービス仲介業務」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸企業貸付某个業務をいう。

この章及び第五十七条第一項の規定による指定機関とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情（金融サービス仲介業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。）を処理する手続をいう。

11 この章において「紛争解決手続」とは、金融
サービス仲介業務関連紛争（金融サービス仲介

業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。第六節において同じ。)について訴訟手続によらずに解決を図る手続をい

う。
12 務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係

る業務並びにこれに付随する業務をいう。

14 務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸
金業貸付媒介業務の種別をいう。

紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。

第十二条 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができ（登録）。

（登録の申請）
第十三条 前条の登録を受けようとする者（以下「
ない。

第十五条までにおいて「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 一 商号、名称又は氏名及び住所
法人であるときは、その役員（外国法人に
あつては、外国の法令上これと同様に取り扱

われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。)の氏名又は名称

四 所の名称及び所在地
業務の種別（預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介

五 業務の種別をいう。(以下同じ。)
五 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、貸金業貸付媒介業務に関する広告又は勧

誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

六 電子金融サービス仲介業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて内閣府令で定めるも

のにより行う金融サービス仲介業務をいう。
第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。）を行う場合にあつては、その旨

（12）において同じ。）から五年を経過しないもの

ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十九年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）、当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物偽統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等の他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ヨ 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者

タ 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者

レ 電子金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確實に遂行する体制の整備が行われていない者

ソ 認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの）（第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。）をいう。（ソにおいて同じ。）に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員（相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十一条第一項第四号及び第六号において同じ。）若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

二 法人である場合にあつては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けられてゐる者

(1) 次のいずれかに該当する者

金融サービス仲介業者であつた法人が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該法人が当該同種類の登録を取り消された場合において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条の若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消された場合、銀行主要株主であつた法人が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社であつた法人が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた法人が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外國においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(3) 特定信用事業代理業者であつた法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外國において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は農

業協同組合若しくは農業協同組合連合会であった法人が同法第九十五条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(4) 特定信用事業代理業者であつた法人が水産業協同組合法第百八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六条第一項の許可を取り消された場合若しくは該法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であつた法人が同法第二十四条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは該外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(5) (6) 信用金庫若しくは信用金庫連合会であつた法人が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消された場合若しくは信用金庫代理業者であつた法人が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合若しくは該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可（当該免許又は許可に類する登記その他の行政処分を含む。）を受けた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(7) 長期信用銀行であつた法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消された場合、長期信用銀行主要株主であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第六条の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社であつた法人が同法第十七条の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合若しくは第三項の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員（経営管理委員を含む。）であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(8) (9) 農林中央金庫であつた法人が農林中央金庫法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは該外国の法令上これに相当する法人が当該外国の規定により解散を命ぜられた場合又は農林中央金庫代理業者であつた法人が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合若しくは第三項の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員（経営管理委員を含む。）であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(10) 特定保険募集人であつた法人が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により当該外国において同種類の免許、認可若しくは保険仲立人であつた法人が同項

の規定により同法第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(11) (12) 金融商品取引業者であつた法人が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、取引所取引許可業者であります法人が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十三条の登録を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が同法第六十条の十四第二項の許可を取り消された場合、特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の五第三項の規定により同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、海外投資家等特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者であります法人が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十

更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

第二条 第十四条（第一項各号を除く。）及び前条（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは、「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは、「各号（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは、「次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行なう」と、同条第五号中「保険媒介業務を行う」と、同条第五号中「保険媒介業務を行なう」とあるのは、「次条第一項を除く。」と、同条第六号中「有価証券保険媒介業務を」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。

三 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき

二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があつたとき

三 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき

四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき

五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき

六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき

七 金融サービス仲介業者である法人が合併及ぼしたとき

八 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき

九 その他の内閣府令で定める場合に該当するとき

八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者

イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者

ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人

ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行なうもの又は金融商品仲介業者 貸金業者

九 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

四 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

五 内閣総理大臣は、第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

六 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかるらず、電子決済等代行業を行なうことができる。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十七条 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかるはず、保険媒介業務を行うことができる（保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十一条第二項及び第二十八条第二項において同じ。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）。

七 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業農業協同組合法第九十二条の第二項に規定する特定信用事業代理業、水

産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者

イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者

ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人

ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行なうもの又は金融商品仲介業者 貸金業者

九 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

四 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行なうときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。

五 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務について、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

六 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務について、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十八条 電子金融サービス仲介業務を行なう金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかるらず、電子決済等代行業を行なうことができる。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

一 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 次に掲げる处分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（1） 銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第五十二条の六十一の二の登録の取消し

（2） 農業協同組合法第六十条の三の登録の取消し

（3） 水産業協同組合法第百十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の二第一項の登録の取消し

一 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（8）までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

（1） 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

（2） 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の二第一項の登録の取消し

（3） 水産業協同組合法第百十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の二第一項の登録の取消し

（4） 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第百十条第一項の登録の取消し

（5） 信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し

（6） 労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し

（7） 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項の登録の取消し

（8） 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

（9） 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（8）までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

（10） 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

- (2) 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令
- (3) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の八第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- (4) 水産業協同組合法第一百六十六条第四項の規定による同法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令
- (6) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (7) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第九十五条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (9) 株式会社商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (10) 水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定による(1)から(9)までの業務と同種類の業務の廃止の命令
- 二 株式会社商工組合中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- 二 法人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
- ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者
- (1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
- (2) 法人が前号ハ(1)から(10)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの
- (3) 前号ロからニまでのいずれかに該当する者
- 三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
- ロ 前号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- 2 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合は、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二条第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
- 3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めることにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
- 二 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。
- (商号等の使用制限)
- 6 第十九条 金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いて(標識の掲示等)

- 2 第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
- 3 第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。
- 4 第二十三条 金融サービス仲介業者のための存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。
- 5 第二十九条 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなつてゐる金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。
- 6 第三十条 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託(第三項の契約の締結を含む。第八条の六項及び第五十六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限り、第二号を除く。)、第五十二条の六十一の十から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項及び第五十六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限り、第二号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第六条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合による金融事業に関する法律第六条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六条の五の九の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中第五十二条の三第一項各号に掲げる二

信(公衆によつて直接受信されることを目的とするのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項(電子金融サービス仲介業務に関する特例)に規定する」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの登録を取り消し、又は六月以内の期間を定め電子決済等代行業の全部又は(第三号)と、「第五十二条の六十一の二の十七第一項中「次の各号のいすれか」とあるのは「金融サービスの登録を取り消し、又は六月以内の期間を定め業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は(名義貸しの禁止)とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に金融サービス仲介業を行わせてはならない。

第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

第二十三条 金融サービス仲介業者は、保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等(顧客、顧客以外の保険契約者等又は第十一条第五項に規定する媒介により締結した資金の貸付け若しくは手形の割引を内定めることにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なればならない。

第二十四条 金融サービス仲介業者は、保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力を有する間、当該契約において供託されることは、第四項及び次条第二項において同じ。)の保護を考慮して、政令で定める額とする。

第二十五条 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のための存する間、当該契約において供託されることは、第四項及び次条第二項において同じ。)の保護を考慮して、政令で定める額とする。

第二十六条 金融サービス仲介業者は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託される

こととなつてゐる金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

第二十七条 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託(第三項の契約の締結を含む。第八

条及び第十項第三号及び第一百四十七条第一号において同じ。)を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービ

ス仲介業を行つてはならない。

第二十八条 金融サービス仲介業者が行った次の各号に掲げる行為に関して当該各号に定める者に生じた債権に關し、当該各号に定める者は、当該金融

サービス仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
一 第十一条第二項第一号に掲げる行為の内容とする契約を締結した者
二 第十一条第二項第二号に掲げる行為の内容により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者
三 第十一条第二項第三号に掲げる行為の内容により為替取引を内容とする契約を締結した者
四 第十一条第三項に規定する媒介による保険契約を締結した保険契約者、当該媒介保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者
五 第十一条第四項第一号に掲げる行為の内容により有価証券の売買契約を締結した者
六 第十一条第四項第二号に掲げる行為の内容により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者
七 第十一条第四項第三号に掲げる行為の内容により有価証券を取得した者
八 第十一条第四項第四号に掲げる行為の内容により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者
九 第十一条第五項に規定する媒介の当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を行ふべき者とする契約を締結した者又は当該契約に関する権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。
10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができること

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行つた第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するため必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。
12 (金融サービス仲介業者賠償責任保険契約) 第二十三条 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約(金融サービス仲介業務に関する重要な事項は、内閣府令・法務省令で定める)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他の内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。
2 (業務運営に關する措置)

2 (業務運営に關する措置)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他の内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。
2 (業務運営に關する措置)
2 (金銭の預託の禁止)

2 (金銭の預託の禁止)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に關して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれがある場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
2 (指定紛争解決機関との契約締結義務等)
2 前二項に定めるものほか、金融サービス仲業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

2 (情報の提供)
2 第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客

に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種別

二 第三十八条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録が取り消されたとき。

三 金融サービス仲介業務の状況の変化その他の理由により、供託を行つた保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたとき。

四 第二十七条の規定の趣旨

五 金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他の内閣府令で定める事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に關して取得した顧客に關する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 (業務運営に關する措置)

2 (金銭の預託の禁止)

別が預金等媒介業務であるものをいう。以下の条において同じ。)が存在する場合

下この条において同一の指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合

一の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に關する苦情処理

措置(顧客等からの苦情の處理の業務に從事する使用者その他の従業者に対する助言

若しくは指導を第六十二条第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

以下この項において同じ。)及び紛争解決措置(顧客等との紛争の解決を裁判外紛争

解決手続の利用の促進に關する法律(平成十六年法律五百五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。)

2 当該金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行つてある場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定保険媒介紛争解決機関(指定紛争

解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものを

当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行つてある場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関(指定

紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものを

当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行つてある場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定預金等媒介紛争解決機関(指定紛争

解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものを

当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行つてある場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定預金等媒介紛争解決機関(指定紛争

解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものを

当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行つてある場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

内閣府令で定めるものを受け 取引法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一条の二第一項（定義）に規定する預金等をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。）として 銀行法第五十二条の規定は、預金等媒介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	特定預 金等契 約	第二条 第十四 項第一 号	第二条 第十四 項第一 号	第二条 第十四 項第一 号	第二条 第十四 項第一 号	第二条 第十四 項第一 号
（銀行法の準用）						
第三項第一号イ、第二号イ、第三号ロ又は第四号イに掲げる場合に該当することとなつたとき、第五十一条第一項の規定による指定の時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号ロ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間						
（銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。						
（銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。						

四五百四条第十一号第十の二五				号第同及部外記号五四条第十五条の二五				第三条び分の以列各十の二五			
銀行 (所 属)	は 媒 介 又 は 代 理 人 又 は 属 銀 行 當 該 所	銀 行 が 所 属	は 媒 介 又 は 代 理 人 又 は 属 銀 行 當 該 所	積 金 等 は 定 期	預 金 又 は 預 金 者	等 の 預 金 者	び 媒 介 又 は 代 理 人 又 は 属 銀 行 當 該 所	預 金 者 等 (預 金 者 、貯 金 者 及 び 定期 積 金 の 積 金 者 (第二 条 第 四 項 に 規 定 す る 掛 金 の 掛 金 者 を 含 む) を い う。 下 に の 項 に お い て 同 じ) の 預 金 等	媒 介 又 は 代 理 人 又 は 属 銀 行 當 該 所		
(相手方金融機関	媒介	当該相手方金融機関	当該相手方金融機関	が相手方金融機関(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。)	媒介	媒介	媒介	媒介	媒介	媒介	

第十三条	第十四条	第十五条
第十条 の四三	号第三二条十 三項第の四三	二項 二条十 三項第の四三
締結する	締結をする	又は締結
締結の媒介を行う	媒介を行う	又は媒介

第五十二条第一項及第十三条第一項 第十四条第三項第の四三	号第四十三条第二項第の四三	六号第二十三条第一項第の四三	号第二十三条第一項第の四三	号第二十三条第二項第の四三	号第五十二条第一項
又は 締結	締結 する	締結 する	と 対象 契約	締結 する	
又は 媒介	締結 の媒介 を行う	媒介 を行う	の媒介 により 対象 契約	媒介 を行う	

第三項 第十七条 第二項 第十三條 第三項 第七条 第一項	金融商品取引行為を行ふ 行う の締結の媒介を行ふ の締結する	交付しなけ れば うとする を締結しよ うとする	交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約）をいふ。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供及び利	交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約）をいふ。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）の保険契約の内容その他預金者等又は保険契約者等に令で定めるところにより、当該特定金融サービス契約の内
供を行わなければ	の締結の媒介を行ふ の締結する	交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約）をいふ。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供及び利	交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約）をいふ。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）の保険契約の内容その他預金者等又は保険契約者等に令で定めるところにより、当該特定金融サービス契約の内	供を行わなければ

第一項第一号	第二項第一号	第三項第一号	第四項第一号	第五項第一号	第六項第一号	第七項第一号	第八項第一号	第九項第一号
第一項第一号の商号	第二項第一号の商号	第三項第一号の商号	第四項第一号の商号	第五項第一号の商号	第六項第一号の商号	第七項第一号の商号	第八項第一号の商号	第九項第一号の商号
第一項第一号の商号	第二項第一号の商号	第三項第一号の商号	第四項第一号の商号	第五項第一号の商号	第六項第一号の商号	第七項第一号の商号	第八項第一号の商号	第九項第一号の商号
第一項第一号の商号	第二項第一号の商号	第三項第一号の商号	第四項第一号の商号	第五項第一号の商号	第六項第一号の商号	第七項第一号の商号	第八項第一号の商号	第九項第一号の商号

号 第一項 第九 第一条 第十三		二号 第三 第二項 第八	第三号 第八 第三項 第三	第四項 第六 第四項 第七	第五項 第三 第五項 第三	
はデリバ テ う。)う。 う。	有価証券又 り て い う。 う。	有価証券の 売買その他の 取引(買 戻価格があ らかじめ定 められてい る買戻条件 付売買その 他の政令で 定める取引 を除く。) 又はデリバ ティブ取引 (以下この 条において 「有価証券 売買取引等」 とい う。	金融商品取 引契約の締 結の勧誘を する す る	特定金融サ ービス契約の 締結の勧誘又 は媒介(特 定預金等契約 及び特定保 険契約に係 るもの)を除 く。次号に おいて同じ。)	特定金融サ ービス契約 の 締結の勧 誘又は媒 介を 行 う	その他の金 銭の支払を、 解除をした者 に対し、顧客 からの申出に より

号 第一条 第十 第三項 第九三		号 第一条 第十 第二項 第九三					
有価証券等	買取引等 有価証券売	ため 有価証券等	買取引等 有価証券売	ため 特定金融サービス契約の 締結	ため 特定金融サービス契約の 締結	損失 (以下この 条において 「有価証券 等」とい う。)	損失 (特定保険契約にあ つては、当該特定保険契 約が締結されることによ り顧客の支払う保険料の 合計額が当該特定保険契 約が締結されることによ り当該顧客の取得する保 険金、返戻金その他の給 付金の合計額を上回る場 合における当該保険料の 合計額から当該保険金、 返戻金その他の給付金の 合計額を控除した金額を いう。以下この項、第三 項及び第五項において同 じ。)
特定金融サービス契約 の締結	いで、 特定金融サービス契約の 締結	ため、 特定金融サービス契約 のため、 特定保険契約 は特定保険契約 によらな い。	ため、 特定金融サービス契約 のため、 特定保険契約 は当該特定保 険契約又 は特定保 険契約によ らな い。	ため、 特定金融サービス契約の 締結	ため、 特定金融サービス契約の 締結		

第三十九条 第二項	第三項	第三十九条 第二項	第三項	第三十九条 第二項	第三項	第三十九条 第二項	第三項	第三十九条 第二項	第三項	第三十九条 第二項	第三項	第三十九条 第二項
各号	有価証券売買取引等	特定金融サービス契約の締結	ため、特定預金等契約又は当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、	として内閣府令で定めるもの	（特定預金等契約及び特定保険契約を除く特定金融サービス契約にあっては、内閣府令で定めるものに限る。）	の提供	の提供（これらの行為のうち特定預金等契約及び特定保険契約に係るものに除く。）	と金融商品取引業者等	と金融商品取引業者等	と相手方金融機関	と金融商品取引行為	締結した
二号	第四十五条	第四十六条	第四十七条	第四十八条	第四十九条	第五十条	第五十一条	第五十二条	第五十三条	第五十四条	第五十五条	（貸金業法の準用）
第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条（第一項第四号を除く。）、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条（第二項第五号を除く。）及び第二十二条の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	締結の媒介を行つた	締結	特定金融サービス契約の締結	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号	第二条第八項第九号	第二条第八項第九号	第三項	第三十九条第四項第	第三十九条第四項第	第三十九条第四項第	第三十九条第四項第	第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条（第一項第四号を除く。）、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条（第二項第五号を除く。）及び第二十二条の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二条	第一条の六	貸付けの契約（貸金業貸付媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）
第一号	第一条の二	貸付け（貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。）
第十六条	第一項	貸付け（貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。）
第一号の二	第一条の二	貸付け（貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。）
第十六条	第一項	貸付け（貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。）
号の商	締結する	貸付け（貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。）
及び貸主の商号	立する	貸付け（貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。）

項 第 六 七 条 第 十七 六 七	項 第 七 五 七	項 第 三 二 七	号 項 第 第 一 二 七	号 項 第 第 二 七	項 第 第 十七 一 七	号 項 第 第 十七 一 七	項 第 第 十六 一 項	第 二 号	第 二 項	第 二 六 条 第 二 項	第 二 六 条 第 二 項	第 二 六 条 第 二 項	第二項 条の二 結を締 するよう
し た 締 結 を る 契 約 に 係	た 結 を し 締	業 者	貸 金	号 の 商	た 結 を し 締	号 の 商	た 結 を し 締	業 者	貸 金	業 者	貸 金	号 の 商	締 結 する よう
(貸 金 業 貸 付 媒 介 業 務 に 係 る も の に 限 る。 以 下 同 じ。) の 締 結 又 は そ の 媒 介 を し た (貸 金 業 貸 付 媒 介 業 務 に 係 る も の に 限 る。 以 下 同 じ。) に 係 る 契 約 の	貸 主	及 び 貸 主 の 商 号	の 締 結 又 は そ の 媒 介 を し た	及 び 貸 主 の 商 号	の 締 結 又 は そ の 媒 介 を し た	貸 主	貸 金 業 貸 付 媒 介 業 務 を行 う	貸 金 業 貸 付 媒 介 業 務 を行 う	貸 主	貸 主	貸 主	貸 主	(貸 金 業 貸 付 媒 介 業 務 に 係 る も の に 限 る。 以 下 同 じ。) の 締 結 又 は そ の 媒 介 を し た (貸 金 業 貸 付 媒 介 業 務 に 係 る も の に 限 る。 以 下 同 じ。) に 係 る 契 約 の

第四節 監督

第十九条の二	前条
簿帳	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十三条に規定する帳簿書類

(次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。)に対し、当該金融サービス仲介業者の業務の状況に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に当該金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の業務の状況に照らして、当該金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その解任を命ずることができる。

必要的限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができるものである。

(監督上の処分)

第十八条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものである。

一 金融サービス仲介業者が第十二条の登録から第三号までのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(預金等媒介業務の種別に係るものに限る)を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。

三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る)を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。

四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(有価証券等媒介業務の種別に係るものに限る)を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る)を受けている場合であつて、第十五条第七号に該当するとき。

六 不正の手段により第十二条の登録を受けたことが判明したとき。

七 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき、その他金融サービス仲介業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

八 金融サービス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

九 金融サービス仲介業の顧客に対する広報

十 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等(第二十八条第二項に規定する顧客等を除く)の苦情の処理

十一 会員の行う金融サービス仲介業の適正化及びその他の規則の制定

十二 会員の行う金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

十三 会員の行う金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

十四 会員の行う金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

十五 会員の行う金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

十六 会員の行う金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

十七 会員の行う金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

十八 会員の行う金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

十九 会員の行う金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

二十 会員の行う金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

二十一 会員の行う金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

一 第十五条第一号イからまでのいずれかに該当するとき。

(3) に該当するとき。

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業の営業所若しくは事務所の所在地を確認できないとき、又は金融サービス仲介業者の所在(法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在)を確認できないときは、内閣府令で定めることにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消すことができる。

前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消等)

第三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、金融サービス仲介業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録を取り消したとき。

二 第十六条第六項の規定により第十二条の登録がその効力を失ったとき。

三 第五節 認定金融サービス仲介業協会(認定金融サービス仲介業協会の認定)

第四十条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この節において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。

二 金融サービス仲介業者を社員(以下この節及び第一百四十八条第六号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務

八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報

九 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

十 会員名簿の縦覧等

第十四条 認定金融サービス仲介業協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

二 認定金融サービス仲介業の会員でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

三 認定金融サービス仲介業協会の会員でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

十 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

十一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

十二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

十三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

十四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

十五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

十六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

十七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

十八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

十九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

二十 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

二十一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

二十二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

二十三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

二十四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

二十五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

二十六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

二十七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

二十八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

二十九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

三十 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

三十一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

三十二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

三十三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

三十四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

三十五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

三十六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

三十七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

三十八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

三十九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四十 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四十一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四十二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四十三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四十四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四十五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四十六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四十七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四十八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

四十九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五十 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五十一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五十二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五十三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五十四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五十五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五十六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五十七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五十八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

五十九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六十 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六十一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六十二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六十三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六十四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六十五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六十六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六十七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六十八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

六十九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七十 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七十一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七十二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七十三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七十四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七十五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七十六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七十七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七十八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

七十九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八十 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八十一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八十二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八十三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八十四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八十五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八十六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八十七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八十八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

八十九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九十 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九十一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九十二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九十三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九十四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九十五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九十六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九十七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九十八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

九十九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百八 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百九 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百二十 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百二十一 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百二十二 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百二十三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百二十四 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百二十五 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百二十六 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百二十七 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

一百二十八 認

2 い。通知してその迅速な処理を求めるなければならぬ。

3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

(認定金融サービス仲介業協会への報告等)

第四十四条 会員は、金融サービス仲介業者が行った顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他の金融サービス仲介業協会は、その保有する必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定金融サービス仲介業協会に報告しなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、その役員等が前項に規定する情報について会員から提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役員等は、そくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務の用関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定金融サービス仲介業協会の役員等は、そくは職務に關して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第四十六条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十一條第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律に基づく处分若しくは第四十一条第三号の規則

(業務規程)

に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならぬ。

5 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

第四十七条 (業務規程)
認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(報告又は資料の提出)

第四十八条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、認定金融サービス仲介業協会に対し、その業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることがあると認めるときは、その必要な限度に内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けた者を含む)及び次条第一項及び第五項において同じ。)に對し、当該認定金融サービス仲介業協会の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第四十九条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、当該職員に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、当該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができ る。

八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

(監督命令)
第五十条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関する改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会に對し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会の業務の運営がこの節の規定若しくはこの節違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第六節 指定紛争解決機関
(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。
一 法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。
二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わるや否や、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。
四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業者に対する業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取り、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定を受けたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

(指定の申請)

第五十二条 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

二 名称又は商号

三 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 役員の氏名又は名称若しくは商号

五 前項の指定申請書には、次に掲げる書類添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものとを含む。)

第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員(第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。)若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定紛争解決機関の業務)

第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)は、当事者である加入金融サービス仲介業者(手続実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。)若しくはその顧客等又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)

第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(第六十二条第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項

二 紛争解決等業務の実施に関する事項

三 紛争解決等業務に要する費用について加入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録(貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経済的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの)

六 前条第二項に規定する書類その他の同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

(秘密保持義務等)

第五十七条 指定紛争解決機関の紛争解決委員(第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。)から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

九 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

十一 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなかつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十二 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に對し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融サービス仲介業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることがあり、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。

十四 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要なものとして内閣府令で定める事項

十五 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否

一 紛争解決委員は、紛争解決手続において、金融サービス仲介業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができる。

二 手続実施基本契約の締結に關する事項

三 紛争解決等業務の実施に關する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入金融サービス仲介業者又はその顧客等(以下この節において単に「当事者」という。)から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 入金金融サービス仲介業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなかつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に對し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要なものとして内閣府令で定める事項

十二 第一項第二号の手續実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手續実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手續実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否

関の加入金融サービス仲介業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対する所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（業務改善命令）

第七十一条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができることができる。

二 第五十五条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第五十二条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

（紛争解決等業務の休廃止）

第七十二条 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならぬ。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続（他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（以下この項において「委託紛争解決機関」という。）から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。）が実施された当当事者（当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。
（指定の取消し等）

第七十三条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十一条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第五十一条第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。

三 法令又は法令に基づく处分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするとき、又はあらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分

に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる其準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十一条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定による違反の場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

三 内閣総理大臣は、第一項の規定により第五十七条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

四 第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定者と紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

三号ハ	第六十 四条第 三項第 六	第六十 四条第 三項	第六十 第一条	第七 七十七条	二 一 二 一 二	ては、同項各号に掲げる権利を除く。)には、次に掲げる行為
の整備等に する外務員 の職務及び 利用環境の 提供等に規 定する。	第六十六 条の二十五 五	第六十六 条	前項(第六十六 条の二十五)	金融サービスの提供 及び利用環境の整備 等に関する法律第七 十五条第一項	(1) 売買の媒介の申込みの勧誘 (2) 市場デリバティブ取引又は外国市場で リバティップ取引の委託の勧誘 行為	イ 第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為
				(外務員の権限) 第七十七条 金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十 四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四 条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員 について準用する。この場合において、次の表 の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 に読み替えるものと/or、必要な技術的説明を 替え、政令で定める。	二 前号に掲げるもののほか、政令で定め る行為 二 前号に掲げるもののほか、政令で定め る行為	二 前号に掲げるもののほか、政令で定め る行為

所屬する金融サービス仲介業者の役員又は使用人によるもの並びに第七十五条並びに前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項、前条において準用する同法第六十四条第四項並びに前条において読み替えて準用する同法第六十四条第五項及び第六項、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項並びに第六十四条の六に規定する登録に関する事務（以下この条（第六項各号を除く。）及び第八十条において「登録事務」という。）であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の役員又は使用人による届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業の外務員による登録事務（前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項に係るものを除く。）をそれぞれ一の認定金融サービス仲介業協会等を定めて行わせることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務又は登録事務を行わせるときは、当該届出受理事務又は登録事務を行わないものとする。

4 認定金融サービス仲介業協会等は、第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行うときは、その款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用人の届出に係する事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等(次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。)が二以上ある場合(当該認定金融サービス仲介業協会等が次に掲げるもののみである場合を除く。)には、各認定金融サービス仲介業協会等は、当該届出受理事務又は登録事務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

一 金融商品取引法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務(同条第一項に規定する登録事務をいう。次号において同じ。)を行ふ協会(同条第一項に規定する協会をいう。同号において同じ。)

二 金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行ふ協会

内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員が前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項第一号若しくは第二号又は前条において準用する同法第六十四条の五第一項第三号のいずれかに該当するにもかかわらず、第一項の規定により当該外務員の登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等が前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分をしない場合において、公益又は顧客の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定による処分をすることができる。

8 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務若しくは登録事務を行わせることとするとき、又はこれらの規定により認定金融サービス仲介業協会等に行わせていた届出受理事務若しくは登録事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(登録手数料)

第七十九条 外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前条第一項又は第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に登録する場合にあっては、認定金融サービス仲介業協会等)に納めなければならない。

五 その他運営委員会が特に必要と認める事項 (組織)	第一百条 運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。 2 運営委員会に委員長を一人置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。
3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。	4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。
(委員の任命)	(委員の任期)
第一百一条 委員は、金融、経済、教育活動又は年金制度に関して専門的知識を有する者のうちから、機構の理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。	第一百二条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。(委員の解任)	第一百三条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。 一 破産手続開始の決定を受けたとき。 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
四 職務上の義務違反があるとき。 (議決の方法)	第一百四条 運営委員会は、委員長又は第一百条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 (委員の秘密保持義務)
第一百五条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。(委員の地位)	第二百六条 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員)	第四款 役員等 第一百八条 理事長は、機構を代表し、その業務を行って監理する。
(役員の職務及び権限)	第一百七条 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。 (役員の職務を行なう)
(代理人の選任)	第一百九条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。
(職員の任命)	第一百九条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。
(業務の範囲)	第一百十九条 機構は、第八十六条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (役員及び職員の秘密保持義務等)

(事業年度)	第一百一十四条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(代理人の選任)	第一百一十五条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。 (予算等の認可)
(職員の任命)	第一百一十六条 機構の職員は、理事長が任命する。
(業務の範囲)	第一百一十七条 機構の職員は、理事長が任命する。
(業務の範囲)	第一百一十八条 第五百五条及び第一百六条の規定は、機構の役員及び職員について準用する。

(第五款 業務)	第一百二十条 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、前条の業務の一部を委託することができる。 (業務の委託)
(業務の範囲)	第一百二十二条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。 (資料の交付の要請等)
(第六款 財務及び会計)	第一百二十三条 役員(非常勤の者を除く)は、常利を目的とする団体の役員となり、又は自ら常利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
(監事の兼職禁止)	第一百二十四条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。
(監事の兼職禁止)	第一百二十五条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
(財務諸表等)	第一百二十六条 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
(監事の意見書)	第一百二十七条 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という。)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
(監事の意見書)	第一百二十八条 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されるときは、当該電磁的記録に記録された情報を作成する方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。)により特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。
(監事の意見書)	第一百二十九条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第一百四十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

一 第五十二条の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

二 第二十九条において準用する銀行法第五十条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（第十一条第二項第一号イからヨまでに掲げる者又は金融サービス仲介業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。

三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績運動型保険契約に係るもの）を除く。）をしたとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

五 第三十二条において準用する資金業法第十一条の五の規定に違反したとき。

六 第三十二条において準用する資金業法第十ニ条の六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

七 第三十二条において準用する資金業法第十ニ条の七の規定に違反したとき。

八 第三十二条において準用する資金業法第十ニ条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

九 第三十二条において準用する資金業法第十ニ条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十 第三十二条において準用する資金業法第十二条第三項において準用する資金業法第十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 第三十二条において準用する資金業法第十二条第三項において準用する資金業法第十二条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十二 第三十二条において準用する資金業法第十二条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。

十三 第三十二条において準用する資金業法第十二条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。

十四 第三十三条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十五 第三十四条第一項又は第六十九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

十六 第三十四条第二項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

十七 第三十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十八 第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十九 第五十八条の規定に違反したとき。

二十 第七十一条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十一 第七十二条第一項の規定による命令に若しくは忌避したとき。

二十二 第二十七条の規定に違反したとき。

二十三 第三十二条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項若しくは第三十二条において準用する資金業法第十六条の規定に違反したとき。

二 第一百四十七条 次の各号のいずれかに該当する書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

一 第二十二条第八項の規定に違反して同項の不足額について保証金の供託を行わなかったとき。

二 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項又は第三十二条において準用する資金業法第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をしたとき。

三 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する資金業法第十六条第一項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるよう表示若しくは説明をしたとき。

四 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項若しくは第三十二条において準用する資金業法第十七条第一項及び第七項を除く。の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第十二条において準用する資金業法第十七条第一項及び第七項を除く。の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第十三条において準用する資金業法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をして、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

五 第三十二条において準用する資金業法第十五条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する資金業法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をして、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

七 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

九 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

十 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

十一 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

三百四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六ヶ月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

一 第二十二条第八項の規定に違反して同項の不足額について保証金の供託を行わなかったとき。

二 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項又は第三十二条において準用する資金業法第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をしたとき。

三 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する資金業法第十六条第一項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるよう表示若しくは説明をしたとき。

四 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項若しくは第三十二条において準用する資金業法第十七条第一項及び第七項を除く。の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に違反して、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるよう表示若しくは説明をしたとき。

五 第三十二条において準用する金融商品取引法第三十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をして、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

七 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

九 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

十 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

十一 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

十二 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
二 第三十二条において準用する貸金業法第十一条第一項(第四号を除く。)に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をしたとき。
三 第三十二条において準用する貸金業法第十三条第一項(第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せたとき。
四 第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。
五 第三十二条において準用する貸金業法第二十九条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号(第五号を除く。)に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行つたとき。
六 第四十二条第三項の規定に違反してその名稱又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。
七 第六十一条又は第六十二条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を作成したとき。
八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
九 第七十八条第四項の規定に違反したとき。
一百五十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に対しても本条の罰金刑を科する。

一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第三十二条において準用する貸金業法第十一条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同様に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。
三 第七十一条第一項の認可を受けないで、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。
一百五十一条 第百三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
二 第九十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第十九条の規定に違反したとき。

二 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三 第二十二条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。

四 第四十七条後段の規定に違反したとき。

五 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第七十二条第三項又は第七十三条第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第七十八条第四項の規定に違反したとき。

一百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

一百五十七条 第百四十二条第二項の規定に違反して、供託しなかつた者に虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

一百五十八条 第百五十二条第六十六条の規定に違反してその会員又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されたときに虚偽の届出をした者に虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

一百五十九条 第六十七条の規定に違反してその会員又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されると、その代理人は、十万円以下の過料に処する。

一百六十条 第三十二条において準用する貸金業法第二十二条の規定に違反したときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者(金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者)に虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

一百六十二条 第百四十四条第一項の規定により没收すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第六十四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合に於ける手続等の特例

第一百六十三条 第三百三十条第二項の規定により没收すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第六十四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没收の裁判をすることができる。

第一百六十四条 第一百四十四条第一項の規定により、地上権、抵当権その他第三者の権利がその上に存在する財産を没收しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときも、前項と同様とする。

第一百六十五条 第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他第

為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

二 第百五十五条第一項の規定による内閣總理大臣の命令に違反したとき。

二 第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に虚偽の届出をした者に虚偽の届出をした者に虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

二 第百五十六条 第百三十三条第二項の規定による内閣總理大臣の命令に違反したとき。

二 第百五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第四十七条後段の規定に違反したとき。

三 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十二条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。

関する法律第百四十四条第一項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第一百六十三条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第百四十三条第四号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）

第一百六十四条 第百四十三条第四号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に金融商品販売業者等が業として行った金融商品の販売等について適用する。（重要事項についての説明に関する経過措置）

2 この法律の施行後に業として行われる金融商品の販売等について、顧客に対し、この法律の施行前に重要な事項に相当する事項について説明が行われているときは、金融商品販売業者等は、当該金融商品の販売等に係る重要な事項について説明を行つたものとみなす。（政令への委任）

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

（平成一六年二月三日法律第一五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一百二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為（みなす）

（処分等の効力）

（他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当する規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす）

（罰則に関する経過措置）

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例による（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行後に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成一六年一二月八日法律第一一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

売等に関する法律（次項において「新法」という。）の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為（原動機付自転車等責任保険募集取扱法第二条第二項に規定する）は、整備募集取扱業務に関するものに限る。）は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相

当する規定により郵便局株式会社に対して行い、又は郵便局株式会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行

（その他の行為とみなす）

（罰則に関する経過措置）

第一百七十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後にした行

（その他の行為とみなす）

（罰則に関する経過措置）

第一百七十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行

（その他の行為とみなす）

（罰則に関する経過措置）

第一百七十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行

（その他の行為とみなす）

（罰則に関する経過措置）

第一百七十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行

（その他の行為とみなす）

（罰則に関する経過措置）

第一百七十六条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行

（その他の行為とみなす）

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定

布の日から起算して一年を超えない範囲内に

おいて政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一号第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附 則）

（平成元年六月七日法律第二百六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

（附 則）

（平成元年六月七日法律第二百六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則）

（平成元年六月七日法律第二百六号）抄

（施行期日）

<p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。</p> <p>(検討)</p>
<p>第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いている者については、第一条の規定による改正後の金融サービスの提供に関する法律(次項において「金融サービス提供法」という。)第十九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>2 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会又は認定金融サービス仲介業協会の会員であると認認されるおそれのある文字を用いている者については、金融サービス提供法第四十二条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。(政令への委任)</p> <p>第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>(検討)</p>
<p>附 則 (令和二年六月一二日法律第五〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年六月一二日法律第五〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いている者については、第一条の規定による改正後の金融サービスの提供に関する法律(次項において「金融サービス提供法」という。)第十九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>2 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会又は認定金融サービス仲介業協会の会員であると認認されるおそれのある文字を用いている者については、金融サービス提供法第四十二条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。(政令への委任)</p> <p>第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>(検討)</p>
<p>附 則 (令和三年六月一六日法律第七二号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年六月一六日法律第七二号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月一四日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。